令和８年９月

市内小学校新１年生の保護者　様

あきる野市教育委員会

令和９年度入学者向け事前調査について

（小学校新１年生用）

あきる野市では、お住まいの住所により就学する学校を指定していますが、裏面の「指定された学校の変更理由」に該当し、指定学校変更を希望する場合は申請を行うことができます。

つきましては、事前調査を行いますので、変更を希望される方は、次の留意点などをご確認いただき、パソコン・スマートフォン等でフォームにアクセスして回答をお願いします。なお、フォームでの回答が難しい場合は、お手数ですが、教育総務課の窓口までお越しいただきますようお願いします。

回答期限：１０月１５日（木）

○回答フォームのアクセス方法

○以下のページにアクセスしてください。（右の二次元バーコードをスキャンすることでもアクセスできます。）

（回答フォームの URL）　https://logoform.jp/f/Py4wX

※裏面の「指定された学校の変更理由」を確認の上、ご回答ください。

Ｐ と Ｘ のみ大文字です

○事前調査の留意点

○あきる野市 HP から通学区域の確認ができますので、事前にお住まいの住所の指定学校を確認してください。

○指定学校に通学する場合や就学相談を申し込まれている方につきましては、事前調査に回答する必要はありません。

○事前調査の回答後、11 月以降に指定学校変更の申請手続きが必要となります。

○希望する学校の教室数に余裕がない場合などは、承諾しないことがあります。

○指定学校を変更した場合、登下校については保護者の責任となりますので、申請時に通学経路の届出が必要となります。

○申請の理由が変更又は消滅した場合は、承諾を取り消すことがありますので、十分に検討してください。

○重要なお知らせ

【 東中学校への指定学校変更について、
一部承諾しないことを決定しました。 】

（指定学校変更による教室数圧迫のため）

●対象入学年度
令和９年度入学の生徒から

●承諾しない変更理由
- 部活動
- 隣接通学区域（距離）

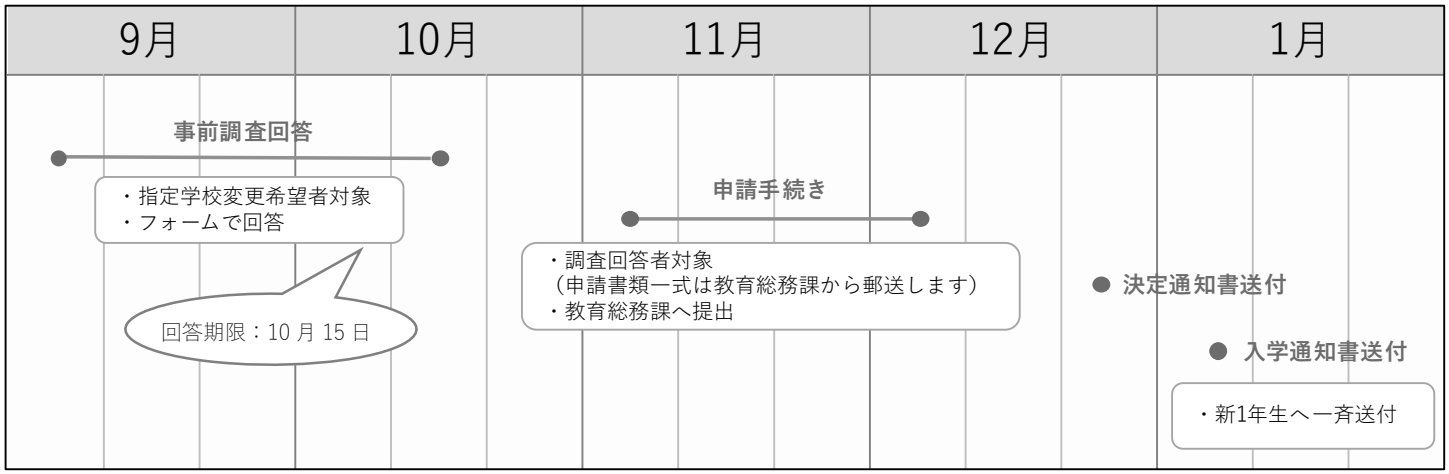
○通学区域（学区）について

○事前調査に回答する前に、必ずお住まいの住所の指定学校を確認してください。

↓ 学区の確認はこちらから ↓

（あきる野市 HP「学区」で検索）

○指定学校変更のスケジュール



○指定された学校の変更理由

以下の表に該当する理由がある場合は、指定された学校を変更することができます。

	理由	説明	必要書類（通学経路届書は全員必須）
①	転居予定	翌年４月以降に転居するため、転居先学区の学校に入学時から通学させたい。 ※翌年３月までに転居する場合、指定学校変更申請は不要です。	○転居先が確認できる書類 （例）賃貸契約書、売買契約書
②	兄・姉在学	兄・姉と同じ学校に通学させたい。 ※兄・姉が来年度も同学校へ在学する場合に限ります。	-
③	区域外下校	放課後、保護者が仕事等で自宅に誰もいない場合、学区外の場所（親族宅、職場等）へ下校させるために、下校先の学区の学校に通学させたい。	○自宅を不在にしていることが確認できる書類 （例）在職証明書 ○下校先が確認できる書類 （例）児童預かり承諾書
④	健康・安全配慮	心身の障害、疾患、長期通院等で指定された学校に通学することが困難なため、学区外の学校に通学させたい。	○医師の診断書等
⑤	隣接通学区域（距離）	指定された学校よりも通学距離が短い学校へ通学させたい。 ※必ずインターネット等で距離が短いことを確認してください。	○教育委員会にて通学距離の短いことが確認できない場合、必要に応じて通学距離がわかる書類を提出いただく場合があります。
⑥	特別な事情	上記の理由に該当しないが、教育的配慮を要する特別な事情がある。 ※直接事情をお伺いした上で判断いたしますので、一度、あきる野市教育委員会へお越しください。 →友人が進学する学校に変更したい等の事情については、特別な事情に該当いたしません。	○教育委員会へお越しいただいた際に、ご案内いたします。

○問合せ先

あきる野市教育委員会

〒197-0814　あきる野市二宮 350 番地（あきる野市役所２階南側）

（受付時間）　平日　8:30～12:00、13:00～17:15 まで

○指定学校、指定学校変更に関すること

教育総務課教育総務係　（電話）042-558-2412（直通）

○就学相談に関すること

指導室　（電話）042-558-2431（直通）